

奈良県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十九年九月一日

奈良県知事 荒井正吾

| 施術者の氏名 | 施術所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--------|--|-------------|
| 佐野 豊 | きんぎよ整骨院 大和郡山市南郡山町五二七― 五 マルセイ郡山ビル一階 | 平成二十九年四月十二日 |
| 津村 彬友 | 藪下整骨院 生駒郡斑鳩町龍田西四―七― 五 | 平成二十九年六月十三日 |